

平成 23 年 11 月 30 日

【照会先】

大臣官房統計情報部賃金福祉統計課

課長 代田 雅彦

課長補佐 和田 博幸

賃金第二係

(代表電話) 03-5253-1111(内線 7653,7657)

(直通電話) 03-3595-3147

平成 23 年賃金引上げ等の実態に関する調査の概況

目 次

調査の概要	1 頁
利用上の注意	2 頁
主な用語の定義	3 頁
結果の概要	
1 賃金の改定の実施状況	5 頁
2 賃金の改定額及び改定率	6 頁
3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況	7 頁
4 賃金カットの実施状況	9 頁
5 賃金の改定事情	10 頁
6 賞与の支給状況	11 頁
7 労働組合からの賃上げ要求状況	13 頁
8 労働組合からの賞与の要求状況	15 頁
統計表	17 頁

平成23年賃金引上げ等の実態に関する調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。アドレス(http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/toukei/)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的として実施している。

2 調査の範囲

ア 地域

日本全国

イ 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）による次の15大産業。

鉱業，採石業，砂利採取業，建設業，製造業，電気・ガス・熱供給・水道業，情報通信業，運輸業，郵便業，卸売業，小売業，金融業，保険業，不動産業，物品賃貸業，学術研究，専門・技術サービス業，宿泊業，飲食サービス業，生活関連サービス業，娯楽業，教育，学習支援業，医療，福祉，サービス業（他に分類されないもの）

※ 生活関連サービス業，娯楽業は，その他の生活関連サービス業の家事サービス業を除く。

※ サービス業（他に分類されないもの）は，外国公務を除く。

ウ 調査対象

主たる事業が上記イに掲げる産業に属する会社組織の民間企業で、製造業及び卸売業，小売業については常用労働者^注 30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから産業別及び企業規模別に抽出した 3,480企業を対象とし、平成23年1月から12月までの1年間の常用労働者の賃金改定について調査したものである。

注：この調査では、「常用労働者」とは雇用期間を定めず雇用されている労働者をいう。

3 調査事項

ア 企業の属性

イ 賃金の改定に関する事項

ウ 賃金の改定事情に関する事項

エ 賞与支給に関する事項

オ 労働組合との交渉経過

4 調査の実施時期及び方法

平成23年8月に郵送調査により実施した。

5 調査機関

厚生労働省大臣官房統計情報部一調査対象企業

6 有効回答率

回答企業は 1,885社で、有効回答率は 54.2%であった。

利用上の注意

1 本概況の集計結果

本概況は、調査対象のうち、常用労働者100人以上の企業（対象企業数 3,163社、有効回答 1,731社、有効回答率 54.7%）について集計したものである。

2 調査の実施時期

平成21年より8月に調査を実施している。平成20年以前は9月に調査を実施していたので、比較の際は留意されたい。

3 統計表に用いている符号

「0.0」 …… 表章単位未満

「 - 」 …… 当該集計値がないもの

「…」 …… 当該数値が不明もしくは表章することが不適当なもの

4 東日本大震災への対応

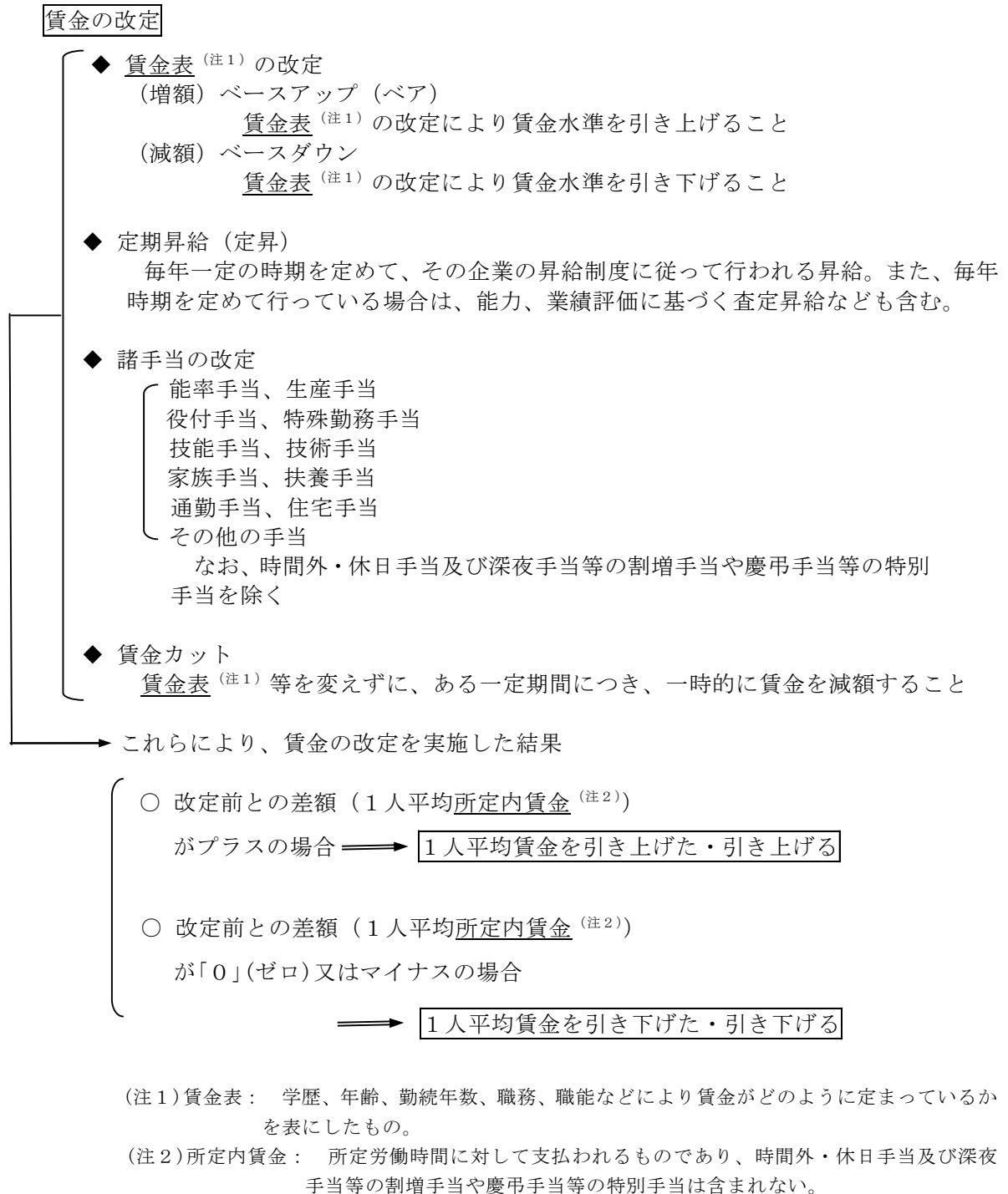
本年の調査では東日本大震災による企業活動への影響等を考慮し、被災地域（※）から抽出された企業を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業を再抽出し代替（調査対象）とした。

※ 被災地域は、国土地理院が4月18日に公表した「津波による浸水範囲の面積（概略値）について（第5報）」により、津波の浸水を受けた地域並びに東京電力福島第一原子力発電所周辺の警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域（市区町村単位）としている。

主な用語の定義

「賃金の改定」

すべてもしくは一部の常用労働者を対象とした定期昇給（定昇）、ベースアップ（ベア）、諸手当の改定等をいい、ベースダウンや賃金カット等による賃金の減額も含まれる。（下図参照）



「定期昇給（定昇）」

あらかじめ定められた企業の制度に従って行われる昇給のことで、一定の時期に毎年増額することをいう。また、毎年時期を定めて行っている場合は、能力、業績評価に基づく査定昇給なども含む。

「ベースアップ（ベア）」「ベースダウン」

賃金表の改定により賃金水準を引き上げる、又は引き下げることを行う。

「賃金カット」

賃金表等を変えずに、ある一定の期間につき、一時的に賃金（基本給、諸手当）を減額する場合をいう。なお、役員報酬のカットは含まれない。

「個別賃金方式」

学歴、年齢、勤続年数、職種、熟練度等の種々の条件について、特定の属性を設定した労働者、例えば「高校卒、35歳、勤続17年」について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

「平均賃上げ方式」

労働者1人平均（基準）賃金について、これを基準として労働者全体の賃金の改定が行われる方式をいう。

「業績連動式」

一定のシステムや算定式に基づき、部門・企業全体などの組織の業績や個人の業績に応じて賞与支給額を決定する方式をいう。

「賃金体系維持」

ベースアップの要求を見送り、定期昇給分（定期昇給制度がない企業では、定期昇給相当分）を確保することをいう。「賃金カーブの維持」ともいう。

定期昇給確保を要求し、具体的な要求額を示さなかった場合のみ該当する。

「年間臨給状況」

夏、冬の賞与（ボーナス）を交渉し、決定する以下の四方式。

各期型……………その年の夏の賞与交渉においては夏の賞与、冬の賞与交渉においては冬の賞与をそれぞれ決定している企業。

夏冬型……………夏の賞与交渉の際に、その年の冬の賞与を併せて決定している企業。

冬夏型……………冬の賞与交渉の際に、翌年の夏の賞与を併せて決定している企業。

その他……………上記以外の企業。

結果の概要

1 賃金の改定の実施状況

平成23年中に1人平均賃金を引き上げる企業は73.8%（前年 74.1%）、引き下げる企業は4.4%（同 4.5%）、賃金の改定を実施しない企業は18.4%（同 17.2%）となっている。1人平均賃金を引き上げる企業及び1人平均賃金を引き下げる企業の割合はそれぞれ前年より低下し、賃金の改定を実施しない企業の割合は前年より上昇している（第1表、付表1）。

第1表 企業規模・産業、賃金の改定の実施状況・実施時期別企業割合

年、企業規模・産業	全企業	賃金の改定を実施し又は予定している							賃金の改定を実施しない ⁵⁾	未定 ⁶⁾
		小計 ¹⁾	1人平均賃金を引き上げる		1人平均賃金を引き下げる		改定の実施時期 ²⁾			
			1人平均賃金を引き上げる	1人平均賃金を引き下げる	1～8月のみ ³⁾	9～12月のみ ³⁾	1～8月及び9～12月 ³⁾	改定時期不明 ⁴⁾		
平成23年										
計	100.0	78.2 (75.6)	73.8	4.4	72.0	3.9	2.2	0.0	18.4	3.4
5,000人以上	100.0	87.4 (85.5)	85.5	1.9	84.5	1.5	1.0	0.5	9.6	2.9
1,000～4,999人	100.0	87.7 (85.3)	83.3	4.4	81.6	3.1	2.9	0.1	11.2	1.1
300～999人	100.0	85.7 (84.4)	83.5	2.3	80.6	1.7	3.3	0.1	11.6	2.7
100～299人	100.0	75.4 (72.4)	70.4	5.0	68.9	4.6	1.9	-	20.8	3.8
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	71.1 (71.1)	71.1	-	60.5	-	10.5	-	19.7	9.2
建設業	100.0	78.1 (73.2)	74.4	3.7	72.9	4.8	0.3	-	18.4	3.5
製造業	100.0	84.0 (81.1)	81.1	3.0	78.6	4.4	1.0	-	15.6	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	94.0 (91.6)	92.6	1.4	91.6	2.4	-	-	6.0	-
情報通信業	100.0	90.8 (89.5)	84.0	6.8	80.7	2.4	7.8	-	7.9	1.3
運輸業、郵便業	100.0	58.4 (58.1)	48.8	9.5	53.1	0.3	5.0	-	36.8	4.8
卸売業、小売業	100.0	85.0 (82.0)	81.3	3.8	77.0	5.9	2.1	0.0	10.9	4.1
金融業、保険業	100.0	89.5 (81.9)	78.6	10.9	81.9	7.6	-	-	10.1	0.4
不動産業、物品賃貸業	100.0	91.4 (90.5)	88.0	3.4	88.4	1.8	1.2	-	8.6	-
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	99.6 (98.4)	97.8	1.8	95.6	2.8	1.2	-	0.4	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	54.2 (50.2)	45.3	9.0	48.4	3.5	1.8	0.6	35.7	10.1
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	70.7 (70.7)	64.1	6.5	66.0	1.3	3.3	-	22.6	6.7
教育、学習支援業	100.0	81.3 (78.7)	78.1	3.2	72.9	2.6	5.8	-	16.8	1.9
医療、福祉	100.0	77.0 (74.5)	77.0	-	63.3	5.8	7.9	-	20.6	2.5
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	64.7 (62.3)	63.3	1.3	60.3	3.2	1.1	-	26.6	8.8
平成22年										
計	100.0	78.6 (77.0)	74.1	4.5	74.5	2.0	2.1	-	17.2	4.3
5,000人以上	100.0	87.1 (86.2)	84.8	2.4	83.5	2.3	1.4	-	11.0	1.9
1,000～4,999人	100.0	88.2 (85.1)	83.4	4.8	81.8	4.0	2.4	-	8.5	3.3
300～999人	100.0	83.8 (82.5)	80.3	3.6	80.0	1.6	2.2	-	10.7	5.5
100～299人	100.0	75.8 (74.2)	71.1	4.8	71.9	1.9	2.0	-	20.2	4.0
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	63.6 (63.6)	63.6	-	63.6	-	-	-	27.3	9.1
建設業	100.0	91.1 (91.1)	84.5	6.7	85.7	-	5.5	-	4.1	4.8
製造業	100.0	79.4 (79.0)	75.9	3.5	78.2	1.2	0.1	-	15.7	4.9
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	84.1 (81.6)	84.1	-	81.6	2.5	-	-	7.3	8.5
情報通信業	100.0	93.9 (92.7)	88.0	5.9	87.3	2.2	4.4	-	6.1	-
運輸業、郵便業	100.0	63.0 (60.6)	58.1	4.9	58.2	2.4	2.4	-	32.1	4.9
卸売業、小売業	100.0	87.0 (84.4)	83.4	3.7	80.7	2.8	3.5	-	9.9	3.1
金融業、保険業	100.0	87.0 (83.3)	78.6	8.4	83.3	3.7	-	-	11.8	1.1
不動産業、物品賃貸業	100.0	85.0 (80.1)	84.2	0.9	78.9	4.9	1.1	-	12.7	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	76.9 (65.9)	64.6	12.3	64.4	11.0	1.5	-	23.1	-
宿泊業、飲食サービス業	100.0	68.5 (68.5)	64.4	4.1	65.5	-	3.0	-	23.5	8.0
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	74.5 (73.1)	71.3	3.3	70.2	1.4	2.9	-	18.3	7.1
教育、学習支援業	100.0	77.3 (74.9)	73.0	4.3	68.7	2.4	6.2	-	19.6	3.1
医療、福祉	100.0	90.3 (89.3)	86.4	3.9	82.5	3.9	3.9	-	6.8	2.9
サービス業(他に分類されないもの)	100.0	64.0 (63.4)	58.3	5.8	61.6	0.7	1.8	-	30.7	5.3

注: 1) 「小計」の()内は、賃金の改定を実施し又は予定していて額も決定している企業の割合である。

2) 「賃金の改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。

3) 「1～8月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、9～12月の間に新たに賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施せず、9～12月の間に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、更に9～12月の間に賃金の改定を予定する企業である。

4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定していて、実施時期が示されていない企業の割合である。

5) 「実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がないとした企業である。

6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業である。

2 賃金の改定額及び改定率

平成23年中における賃金の改定状況（9～12月予定を含む。）は、1人平均賃金の改定額（以下、平均値については常用労働者数による加重平均である。）が3,513円（前年 3,672円）、1人平均賃金の改定率が1.2%（同 1.3%）となっている。

同改定状況について企業規模別にみると、1人平均賃金の改定額は、5,000人以上の企業で、4,828円（同 5,013円）、1,000～4,999人は、3,617円（同 3,952円）、300～999人は3,181円（同 3,106円）100～299人は2,906円（同 2,837円）となっている。

1人平均賃金の改定率をみると、5,000人以上の企業で、1.5%（同 1.5%）、1,000～4,999人は、1.2%（同 1.3%）、300～999人は1.2%（同 1.2%）100～299人は1.0%（同 1.2%）となっている。（第2表、付表2）

第2表 企業規模・産業別1人平均賃金の改定額及び改定率

企業規模・産業	賃金の改定額（円）		賃金の改定率（%）	
	平成23年	平成22年	平成23年	平成22年
計	3,513	3,672	1.2	1.3
5,000人以上	4,828	5,013	1.5	1.5
1,000～4,999人	3,617	3,952	1.2	1.3
300～999人	3,181	3,106	1.2	1.2
100～299人	2,906	2,837	1.0	1.2
鉱業，採石業，砂利採取業	5,596	4,927	1.7	1.5
建設業	4,286	4,770	1.3	1.6
製造業	4,088	4,297	1.4	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	2,675	2,661	0.9	0.9
情報通信業	4,456	4,570	1.4	1.5
運輸業，郵便業	1,661	2,390	0.7	0.8
卸売業，小売業	3,858	3,426	1.3	1.3
金融業，保険業	3,894	3,876	1.1	1.0
不動産業，物品賃貸業	4,654	4,272	1.6	1.4
学術研究，専門・技術サービス業	7,275	3,014	2.0	1.0
宿泊業，飲食サービス業	1,554	2,523	0.6	1.0
生活関連サービス業，娯楽業	1,381	2,090	0.6	0.8
教育，学習支援業	2,757	3,143	1.1	1.1
医療，福祉	3,028	3,050	1.4	1.5
サービス業（他に分類されないもの）	2,295	2,506	1.1	1.0

注：賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。

3 定期昇給制度、ベースアップ等の実施状況

(1) 定期昇給制度の有無及び実施状況

賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業について、管理職の定期昇給(以下「定昇」という。)制度の有無をみると、「定昇制度あり」の企業が68.6%(前年 66.3%)、「定昇制度なし」の企業が30.5%(同 32.2%)となっている。「定昇制度あり」の企業の定昇の実施状況をみると、「定昇を行った・行う」企業が52.4%(同 51.6%)、「定昇を行わなかった・行わない」企業が15.0%(同 13.7%)となっている。

一方、一般職では、「定昇制度あり」の企業が77.2%(同 75.7%)、「定昇制度なし」の企業が21.8%(同 22.7%)となっている。「定昇制度あり」の企業の定昇の実施状況をみると、「定昇を行った・行う」企業が62.9%(同 63.1%)、「定昇を行わなかった・行わない」企業が13.5%(同 11.1%)となっている。

企業規模別にみると、「定昇制度あり」の企業割合が最も高いのは、管理職は300～999人、一般職では1,000～4,999人の規模で、「定昇を行わなかった・行わない」とする企業の割合が最も高いのは、管理職、一般職ともに100～299人の規模となっている。(第3表、付表5)

第3表 企業規模・産業、定期昇給制度の有無、定期昇給の実施状況別企業割合

年、企業規模・産業	(単位 %)													
	賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業	管 理 職						一 般 職						不明
		定昇制度あり	定昇の実施状況			定昇制度なし	不明	定昇制度あり	定昇の実施状況			定昇制度なし	不明	
行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	定昇制度なし	不明	定昇制度あり	行った・行う	行わなかった・行わない	延期した	定昇制度なし	不明	
平成23年														
計	[96.6]	100.0	68.6	52.4	15.0	1.2	30.5	0.9	77.2	62.9	13.5	0.9	21.8	1.0
5,000人以上	[97.1]	100.0	53.4	48.4	3.5	1.5	46.1	0.5	81.4	77.9	3.0	0.5	18.1	0.5
1,000～4,999人	[98.9]	100.0	69.4	60.0	8.5	0.9	30.6	-	85.4	77.0	7.6	0.9	14.6	-
300～999人	[97.3]	100.0	71.0	60.5	10.1	0.4	28.9	0.1	81.5	73.3	8.0	0.2	18.4	0.1
100～299人	[96.2]	100.0	68.0	49.7	16.9	1.4	30.8	1.2	75.4	58.9	15.5	1.0	23.3	1.3
鉱業、採石業、砂利採取業	[90.8]	100.0	66.7	55.1	11.6	-	33.3	-	78.3	66.7	11.6	-	21.7	-
建設業	[96.5]	100.0	68.0	56.5	11.3	0.2	28.4	3.6	80.0	68.3	11.5	0.2	16.4	3.6
製造業	[99.7]	100.0	80.5	64.3	14.9	1.4	19.5	-	87.0	71.9	13.9	1.2	13.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業	[100.0]	100.0	55.8	54.3	1.5	-	44.2	-	94.7	90.3	4.5	-	5.3	-
情報通信業	[98.7]	100.0	73.6	61.3	11.3	1.1	26.4	-	79.2	73.5	4.7	1.1	20.8	-
運輸業、郵便業	[95.2]	100.0	52.1	38.1	14.0	-	45.4	2.5	64.5	50.4	14.0	-	33.0	2.5
卸売業、小売業	[95.9]	100.0	62.6	54.1	7.4	1.1	37.4	-	72.6	64.2	8.4	-	27.4	-
金融業、保険業	[99.6]	100.0	57.8	40.9	16.9	-	42.2	-	68.0	60.4	7.6	-	32.0	-
不動産業、物品賃貸業	[100.0]	100.0	55.6	47.9	7.7	-	44.4	-	73.7	68.7	4.9	-	26.3	-
学術研究、専門・技術サービス業	[100.0]	100.0	64.3	64.3	-	-	35.7	-	80.8	80.8	-	-	19.2	-
宿泊業、飲食サービス業	[89.9]	100.0	65.8	31.9	33.8	0.1	29.9	4.3	68.4	37.3	31.0	0.1	25.4	6.2
生活関連サービス業、娯楽業	[93.3]	100.0	60.5	35.8	20.3	4.3	39.5	-	67.4	46.7	16.4	4.3	32.6	-
教育、学習支援業	[98.1]	100.0	63.2	43.4	19.1	0.7	36.8	-	73.0	57.2	13.8	2.0	27.0	-
医療、福祉	[97.5]	100.0	64.9	49.3	15.7	-	35.1	-	67.5	52.3	15.2	-	32.5	-
サービス業(他に分類されないもの)	[91.2]	100.0	70.5	32.4	35.1	3.0	27.2	2.3	77.2	47.5	26.7	3.0	20.5	2.3
平成22年														
計	[95.7]	100.0	66.3	51.6	13.7	0.9	32.2	1.5	75.7	63.1	11.1	1.5	22.7	1.6
5,000人以上	[98.1]	100.0	52.5	48.9	3.7	-	47.5	-	80.3	77.9	1.9	0.5	19.7	-
1,000～4,999人	[96.7]	100.0	66.5	61.6	4.9	-	32.0	1.5	83.7	79.6	4.0	0.2	16.1	0.1
300～999人	[94.5]	100.0	69.6	58.1	10.0	1.5	30.4	-	82.0	69.9	10.6	1.5	18.0	-
100～299人	[96.0]	100.0	65.4	48.6	16.0	0.8	32.6	2.1	72.7	59.1	12.0	1.6	24.9	2.4

注：〔〕内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

4 賃金カットの実施状況

(1) 賃金カットの対象者

賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業のうち、平成23年中に賃金カットを実施し又は予定している企業は15.2%（前年 23.0%）となっている。これらについて、その対象者別にみると、「管理職のみ」は25.6%（同 30.5%）、「一般職のみ」は14.3%（同 12.6%）、「管理職一部と一般職一部」は35.0%（同 30.7%）、「管理職全員と一般職全員」は14.7%（同 22.4%）となっている。（第5表、付表9）

第5表 企業規模、賃金カットの対象者別企業割合

年、企業規模	賃金カットを実施し又は予定している企業	管理職のみ		一般職のみ			管理職と一般職						不明			
		一部	全員	一部	全員	管理職一部	一般職一部		一般職全員							
							管理職一部	管理職全員	管理職一部	管理職全員						
平成23年計	[15.2]	100.0	25.6	17.9	7.7	14.3	14.2	0.1	58.9	44.2	35.0	9.2	14.7	-	14.7	1.1
5,000人以上	[5.7]	100.0	49.7	19.9	29.8	9.9	9.9	-	40.4	30.4	30.4	-	9.9	-	9.9	-
1,000～4,999人	[11.5]	100.0	37.6	7.8	29.8	5.0	5.0	-	57.4	43.3	38.4	4.9	14.2	-	14.2	-
300～999人	[12.0]	100.0	43.6	27.0	16.7	13.0	13.0	-	43.4	34.9	33.0	2.0	8.5	-	8.5	-
100～299人	[16.7]	100.0	20.7	16.3	4.4	15.2	15.1	0.1	62.7	46.5	35.3	11.2	16.2	-	16.2	1.4
平成22年計	[23.0]	100.0	30.5	16.4	14.1	12.6	12.6	-	55.9	33.5	30.7	2.7	22.4	-	22.4	1.0
5,000人以上	[16.8]	100.0	54.5	12.6	41.9	-	-	-	42.4	9.5	3.2	6.3	32.9	-	32.9	3.2
1,000～4,999人	[24.7]	100.0	51.8	15.5	36.3	2.9	2.9	-	45.3	23.1	16.4	6.7	22.2	-	22.2	-
300～999人	[20.8]	100.0	41.1	17.1	24.0	7.6	7.6	-	51.3	32.0	27.0	5.0	19.3	-	19.3	-
100～299人	[23.7]	100.0	24.4	16.2	8.2	15.5	15.5	-	58.7	35.3	33.8	1.5	23.3	-	23.3	1.4

注：〔〕内は、賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含んでいる。

(2) 賃金カットの内容

賃金カットを実施し又は予定している企業について、管理職の賃金カットを内容別にみると、「基本給のみの減額」が、管理職の一部で29.4%（前年 23.8%）、「基本給、諸手当とも減額」が管理職の全員で15.8%（同 9.3%）と最も多くなっている。

また、一般職についても、「基本給のみの減額」が一般職の一部で34.4%（同 29.1%）、「基本給、諸手当とも減額」が一般職の全員で7.4%（同 5.5%）と同様に最も多くなっている。（第6表）

第6表 企業規模、賃金カットの内容別企業割合

企業規模	賃金カットを実施し又は予定している企業	管理職の賃金カットの内容									
		一部				全員					
		基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明		
平成23年計	[15.2]	100.0	84.6	29.4	12.8	10.7	-	13.6	2.3	15.8	-
5,000人以上	[5.7]	100.0	90.1	40.4	-	9.9	-	39.8	-	-	-
1,000～4,999人	[11.5]	100.0	95.0	35.6	-	10.6	-	38.8	3.5	6.6	-
300～999人	[12.0]	100.0	87.0	33.7	14.6	11.6	-	21.1	3.1	2.9	-
100～299人	[16.7]	100.0	83.4	28.0	13.2	10.4	-	10.4	2.1	19.3	-
平成22年計	[23.0]	100.0	86.3	23.8	12.3	10.9	0.1	27.7	2.3	9.3	-

企業規模	賃金カットを実施し又は予定している企業	一般職の賃金カットの内容									
		一部				全員					
		基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明	基本給のみ減額	諸手当のみ減額	基本給、諸手当とも減額	不明		
平成23年計	[15.2]	100.0	74.4	34.4	14.3	11.0	-	3.3	4.1	7.4	-
5,000人以上	[5.7]	100.0	50.3	30.4	9.9	-	-	-	-	9.9	-
1,000～4,999人	[11.5]	100.0	62.4	33.5	4.2	10.6	-	6.6	1.1	6.6	-
300～999人	[12.0]	100.0	56.4	27.9	10.9	9.1	-	2.5	3.1	2.9	-
100～299人	[16.7]	100.0	79.3	35.9	15.6	11.5	-	3.3	4.5	8.5	-
平成22年計	[23.0]	100.0	68.5	29.1	9.4	7.6	0.1	15.8	1.1	5.5	-

注：〔〕内は、賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含んでいる。

5 賃金の改定事情

賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」が58.5%（前年 60.4%）と最も多く、次いで、「親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向」が6.1%（同 4.0%）、「労働力の確保・定着」が3.4%（同 4.3%）となっている。

企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。（第7表、付表11、12、13、14）

第7表 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

（単位：%）

年、企業規模	賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業 ¹⁾	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素											
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連（グループ）会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他	重視した要素はない	不明	
平成23年													
計	[75.6]	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5	0.6
5,000人以上	[85.5]	100.0	60.0	4.8	2.5	1.9	1.7	2.3	1.7	2.3	6.8	14.3	1.7
1,000～4,999人	[85.3]	100.0	56.1	2.5	3.0	2.8	0.5	3.7	2.1	5.0	2.5	20.8	1.1
300～999人	[84.4]	100.0	53.5	1.6	3.8	3.4	0.1	1.1	3.8	3.5	3.7	24.2	1.5
100～299人	[72.4]	100.0	60.3	2.5	1.6	3.5	0.2	2.2	7.2	2.1	3.6	16.6	0.3
(参考) 複数回答計 ²⁾		100.0	66.8	14.8	20.1	19.6	2.0	12.8	12.8	17.0	6.0	18.5	0.6
平成22年													
計	[77.0]	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
5,000人以上	[86.2]	100.0	62.3	5.0	3.9	1.6	1.1	4.2	1.3	1.1	4.8	12.2	2.7
1,000～4,999人	[85.1]	100.0	64.4	3.5	3.9	1.9	0.1	2.6	3.0	0.5	2.6	17.4	0.2
300～999人	[82.5]	100.0	60.4	2.3	3.5	2.5	-	0.8	3.1	3.1	2.8	21.6	-
100～299人	[74.2]	100.0	60.0	3.1	1.8	5.2	-	3.0	4.5	4.5	5.0	12.9	0.1
(参考) 複数回答計 ²⁾		100.0	67.0	20.7	23.4	23.8	3.4	15.0	14.1	19.1	5.4	15.4	0.1

注：1) []内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業の割合である。

2) 複数回答計は、その要素を重視したすべての企業（最も重視したものを1つ、そのほか1に重視したものを2つまでの最大3つの複数回答による）の数を集計対象企業数で除したものである。

6 賞与の支給状況

(1) 昨年の冬の賞与の支給状況

昨年の冬（平成22年9月から平成23年2月）の賞与（ボーナス）を支給した企業割合は89.3%であり、一昨年の冬の87.8%に比べ、1.5ポイントの上昇となっている。

昨年の冬の賞与を支給した企業について、1人平均冬の賞与の支給額及び支給月数をみると、542,149円（一昨年の冬 549,639円）、1.91か月（同 1.92か月）となっている。一昨年の冬の1人平均賞与支給額に比べ、7,490円の減少となっている。

1人平均の冬の賞与支給額について企業規模別にみると、5,000人以上の企業で、713,543円（同 742,372円）、1,000～4,999人は616,294円（同 629,139円）、300～999人は468,509円（同 447,075円）100～299人は417,645円（同 392,429円）となっている。

これを産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が827,644円と最も高く、次いで金融業、保険業が826,673円、鉱業、採石業、砂利採取業が692,609円の順となっている。最も低いのは医療、福祉で277,819円、次いで生活関連サービス業、娯楽業が317,759円、宿泊業、飲食サービス業が322,378円の順となっている。（第8表）

第8表 企業規模・産業、昨年の冬の賞与支給企業割合、1人平均昨年の冬の賞与支給額及び支給月数

企業規模・産業・労働組合の有無	昨年の冬の賞与を支給した企業 (%)	1人平均冬の賞与支給額 (円)	1人平均冬の賞与支給月数 (月)
平成 23 年			
計	89.3	542,149	1.91
5,000人以上	98.5	713,543	2.27
1,000～4,999人	96.3	616,294	2.05
300～999人	93.1	468,509	1.79
100～299人	87.6	417,645	1.66
鉱業、採石業、砂利採取業	90.8	692,609	2.17
建設業	89.4	601,526	2.01
製造業	93.3	610,370	2.07
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	827,644	2.12
情報通信業	95.4	628,973	2.01
運輸業、郵便業	86.8	430,373	1.86
卸売業、小売業	90.8	512,587	1.83
金融業、保険業	88.7	826,673	2.30
不動産業、物品賃貸業	93.0	538,534	1.93
学術研究、専門・技術サービス業	84.9	674,914	2.12
宿泊業、飲食サービス業	75.4	322,378	1.49
生活関連サービス業、娯楽業	77.8	317,759	1.35
教育、学習支援業	87.1	471,323	1.68
医療、福祉	82.2	277,819	1.42
サービス業（他に分類されないもの）	83.7	375,813	1.57
労働組合あり	96.1	659,911	2.16
労働組合なし	86.2	396,967	1.61
平成 22 年			
計	87.8	549,639	1.92
5,000人以上	98.6	742,372	2.23
1,000～4,999人	96.5	629,139	2.07
300～999人	92.9	447,075	1.73
100～299人	85.2	392,429	1.67

注：全企業に占める昨年の冬の賞与を支給した企業についての割合である。

(2) 今年の夏の賞与の支給状況

今年の夏（平成23年3月から8月）の賞与（ボーナス）を支給した又は支給する予定で額が決定している企業割合は86.0%であり、昨年の夏の84.9%に比べ、1.1ポイントの上昇となっている。

これらの企業について、1人平均夏の賞与の支給額及び支給月数をみると、544,462円（昨年の夏542,594円）、1.88か月（同1.88か月）となっている。昨年の夏の1人平均賞与支給額に比べ、1,868円の増加となっている。

1人平均の夏の賞与支給額について企業規模別にみると、5,000人以上の企業で、742,695円（同718,883円）、1,000～4,999人は615,010円（同622,251円）、300～999人は465,024円（同447,047円）100～299人は408,329円（同392,407円）となっている。

これを産業別にみると、金融業、保険業が832,165円と最も高く、次いで電気・ガス・熱供給・水道業が801,437円、鉱業、採石業、砂利採取業が740,182円の順となっている。最も低いのは医療、福祉で255,166円、次いで宿泊業、飲食サービス業が303,806円、生活関連サービス業、娯楽業が331,244円の順となっている。（第9表、付表15）

第9表 企業規模・産業、今年の夏の賞与支給企業割合、1人平均今年の夏の賞与支給額及び支給月数

企業規模・産業・労働組合の有無	夏の賞与を支給した 又は支給する予定で額が 決定している企業 (%)	1人平均夏の 賞与支給額 (円)	1人平均夏の 賞与支給月数 (月)
平成 23 年			
計	86.0	544,462	1.88
5,000人以上	98.1	742,695	2.33
1,000～4,999人	96.3	615,010	2.03
300～999人	90.7	465,024	1.74
100～299人	83.8	408,329	1.59
鉱業、採石業、砂利採取業	80.3	740,182	2.32
建設業	78.8	605,487	1.98
製造業	90.6	620,957	2.07
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	801,437	1.52
情報通信業	93.3	630,691	2.01
運輸業、郵便業	85.7	411,422	1.76
卸売業、小売業	87.9	521,830	1.84
金融業、保険業	89.1	832,165	2.34
不動産業、物品賃貸業	88.7	554,822	1.92
学術研究、専門・技術サービス業	83.8	684,182	2.06
宿泊業、飲食サービス業	62.8	303,806	1.42
生活関連サービス業、娯楽業	74.3	331,244	1.35
教育、学習支援業	88.4	479,464	1.71
医療、福祉	77.8	255,166	1.33
サービス業（他に分類されないもの）	83.2	368,485	1.50
労働組合あり	95.6	663,513	2.14
労働組合なし	81.7	394,069	1.56
平成 22 年			
計	84.9	542,594	1.88
5,000人以上	97.1	718,883	2.15
1,000～4,999人	95.9	622,251	2.04
300～999人	91.3	447,047	1.72
100～299人	81.6	392,407	1.64

注： 全企業に占める今年の夏の賞与を支給した又は支給する予定で額が決定している企業についての割合である。

7 労働組合からの賃上げ要求状況

(1) 賃上げ要求交渉

労働組合のある企業について、労働組合からの賃上げ要求交渉の有無をみると、賃上げ要求交渉があった企業が70.5%（前年 71.6%）、要求交渉がなかった企業が29.2%（同 28.4%）となっている（第10表、付表16）。

第10表 企業規模・産業、労働組合の有無、労働組合からの賃上げ要求の有無別企業割合

（単位：％）

企業規模・産業	労働組合のある企業				不明	労働組合のない企業
		賃上げ要求交渉があった企業	賃上げ要求交渉がなかった企業			
平成 23 年						
計	[31.0]	100.0	70.5	29.2	0.3	[69.0]
5,000人以上	[83.9]	100.0	67.1	32.9	-	[16.1]
1,000～4,999人	[61.2]	100.0	63.0	36.5	0.6	[38.8]
300～999人	[37.6]	100.0	73.3	26.7	-	[62.4]
100～299人	[26.5]	100.0	70.7	28.9	0.4	[73.5]
鉱業、採石業、砂利採取業	[39.5]	100.0	46.7	53.3	-	[60.5]
建設業	[24.1]	100.0	33.5	66.5	-	[75.9]
製造業	[41.2]	100.0	79.7	20.3	-	[58.8]
電気・ガス・熱供給・水道業	[71.9]	100.0	31.0	69.0	-	[28.1]
情報通信業	[26.4]	100.0	66.3	33.7	-	[73.6]
運輸業、郵便業	[53.6]	100.0	69.4	30.3	0.3	[46.4]
卸売業、小売業	[25.9]	100.0	78.3	21.7	-	[74.1]
金融業、保険業	[60.0]	100.0	29.2	70.8	-	[40.0]
不動産業、物品賃貸業	[10.9]	100.0	58.3	41.7	-	[89.1]
学術研究、専門・技術サービス業	[39.5]	100.0	47.4	52.6	-	[60.5]
宿泊業、飲食サービス業	[17.9]	100.0	55.1	44.9	-	[82.1]
生活関連サービス業、娯楽業	[8.7]	100.0	48.0	21.2	30.8	[91.3]
教育、学習支援業	[18.1]	100.0	39.3	60.7	-	[81.9]
医療、福祉	[4.9]	100.0	100.0	-	-	[95.1]
サービス業（他に分類されないもの）	[6.1]	100.0	40.4	59.6	-	[93.9]
平成 22 年						
計	[30.7]	100.0	71.6	28.4	0.0	[69.3]
5,000人以上	[84.1]	100.0	68.4	31.6	-	[15.9]
1,000～4,999人	[63.9]	100.0	71.9	27.8	0.3	[36.1]
300～999人	[40.1]	100.0	71.9	28.1	-	[59.9]
100～299人	[23.8]	100.0	71.5	28.5	-	[76.2]

注：〔 〕内は、全企業に占める労働組合の有無の割合である。

(2) 要求及び妥結の内容

労働組合のある企業のうち、労働組合からの賃上げ要求の内容をみると、要求内容が「具体的な賃上げ額であった企業」が51.0%(前年 46.0%)、「賃金体系維持であった企業」が18.8%(同 24.1%)となっている。

また、妥結内容別にみると、要求内容が具体的な賃上げ額であった企業では、「具体的な賃上げ額を回答」が77.9%(同 74.8%)と最も多く、要求内容が賃金体系維持であった企業では、「賃金体系維持」が79.8%(同 85.1%)と最も多くなっている。(第11表)

第 11 表 企業規模、労働組合からの賃上げ要求内容及び妥結内容別企業割合

(単位 %)										
年、企業規模	要求内容が具体的な賃上げ額であった企業 ¹⁾		妥結した ²⁾							妥結していない
			妥結の内容 ²⁾					不明		
			具体的な賃上げ額を回答	具体的な賃下げ額を回答	賃金体系維持	賃金の改定を行わない				
平成 23 年										
計	[51.0]	100.0	99.2	(100.0)	(77.9)	(-)	(13.8)	(6.3)	(2.0)	0.8
5,000 人以上	[40.1]	100.0	95.6	(100.0)	(78.9)	(-)	(19.6)	(-)	(1.5)	4.4
1,000～4,999 人	[32.0]	100.0	97.8	(100.0)	(77.2)	(-)	(17.3)	(5.5)	(-)	2.2
300～999 人	[42.0]	100.0	97.4	(100.0)	(78.2)	(-)	(20.8)	(1.0)	(-)	2.6
100～299 人	[58.0]	100.0	99.9	(100.0)	(77.9)	(-)	(11.4)	(7.9)	(2.7)	0.1
平成 22 年										
計	[46.0]	100.0	97.5	(100.0)	(74.8)	(3.9)	(13.1)	(5.2)	(3.1)	2.5
5,000 人以上	[35.7]	100.0	100.0	(100.0)	(73.9)	(-)	(24.6)	(1.5)	(-)	-
1,000～4,999 人	[37.6]	100.0	92.2	(100.0)	(76.9)	(-)	(17.3)	(3.0)	(2.8)	7.8
300～999 人	[45.9]	100.0	96.8	(100.0)	(77.6)	(6.4)	(9.4)	(3.6)	(2.9)	3.2
100～299 人	[48.5]	100.0	98.9	(100.0)	(73.0)	(3.3)	(13.8)	(6.5)	(3.3)	1.1
年、企業規模	要求内容が賃金体系維持であった企業 ¹⁾		妥結した ²⁾							妥結していない
			妥結の内容 ²⁾					不明		
			具体的な賃上げ額を回答	具体的な賃下げ額を回答	賃金体系維持	賃金の改定を行わない				
平成 23 年										
計	[18.8]	100.0	93.1	(100.0)	(12.6)	(0.1)	(79.8)	(4.3)	(3.2)	6.9
5,000 人以上	[27.1]	100.0	100.0	(100.0)	(4.3)	(-)	(93.6)	(2.1)	(-)	-
1,000～4,999 人	[29.9]	100.0	100.0	(100.0)	(7.9)	(0.5)	(89.8)	(1.9)	(-)	-
300～999 人	[29.7]	100.0	100.0	(100.0)	(3.1)	(-)	(90.1)	(1.6)	(5.2)	-
100～299 人	[12.5]	100.0	83.6	(100.0)	(26.2)	(-)	(62.6)	(8.5)	(2.7)	16.4
平成 22 年										
計	[24.1]	100.0	91.8	(100.0)	(10.7)	(0.2)	(85.1)	(4.0)	(-)	8.2
5,000 人以上	[31.6]	100.0	100.0	(100.0)	(3.4)	(-)	(96.6)	(-)	(-)	-
1,000～4,999 人	[31.2]	100.0	98.0	(100.0)	(23.6)	(1.2)	(74.9)	(0.4)	(-)	2.0
300～999 人	[25.7]	100.0	88.8	(100.0)	(10.6)	(-)	(89.4)	(-)	(-)	11.2
100～299 人	[21.1]	100.0	90.9	(100.0)	(6.3)	(-)	(85.4)	(8.3)	(-)	9.1

注: 1) []内は、労働組合のある企業のうち、要求内容が具体的な賃上げ額の要求又は賃金体系維持の要求があった企業の割合である。

2) ()内は、妥結した企業の割合である。

8 労働組合からの賞与の要求状況

(1) 年間臨給状況

労働組合のある企業のうち、賞与の要求交渉を行った企業の割合は、76.9%（前年 75.6%）である。これらの企業について、年間臨給状況（夏、冬の賞与（ボーナス）要求交渉を、その期ごとにまたはその期に年間分を一括して実施し、決定する方式）をみると、「各期型」が43.8%（同 51.2%）と最も多く、次いで「夏冬型」が37.8%（同 42.8%）となっている。（第12表）

第12表 企業規模、年間臨給状況別企業割合

企業規模	賞与の要求交渉を行った企業		年間臨給状況					
			各期型	夏冬型	冬夏型	その他	不明	
平成 23 年								
計	[76.9]	100.0	43.8	37.8	10.0	6.8	1.6	
5,000人以上	[76.2]	100.0	27.6	61.7	3.1	6.1	1.5	
1,000～4,999人	[74.1]	100.0	43.4	46.2	6.4	4.0	-	
300～999人	[81.6]	100.0	48.0	40.6	4.8	4.8	1.8	
100～299人	[75.5]	100.0	42.7	34.5	12.9	8.1	1.8	
平成 22 年								
計	[75.6]	100.0	51.2	42.8	2.8	3.0	0.1	
5,000人以上	[75.4]	100.0	32.4	61.0	1.4	4.4	0.7	
1,000～4,999人	[78.6]	100.0	42.0	51.3	3.5	2.5	0.7	
300～999人	[78.8]	100.0	45.0	45.9	6.8	2.2	-	
100～299人	[73.0]	100.0	58.3	37.8	0.3	3.6	-	

注：〔〕内は、労働組合のある企業のうち、賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

(2) 年間臨給状況が各期型又はその他の企業における賞与要求交渉

労働組合のある企業で、賞与の要求交渉を行った企業のうち、年間臨給状況が「各期型」又は「その他」の企業についての、昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業の割合は、47.3%（一昨年 51.6%）、今年の夏の賞与要求交渉を行った企業の割合は43.3%（昨年 49.4%）である。また、「1人平均賞与要求額」及び「賞与要求月数」は、昨年の冬の賞与で、それぞれ595,046円（一昨年 577,971円）、2.38か月（同 2.24か月）となっており、今年の夏の賞与では、それぞれ586,706円（昨年 562,143円）、2.33か月（同 2.19か月）となっている。（第13表）

第13表 企業規模、昨年の冬・今年の夏の賞与の要求交渉を行った企業割合、1人平均要求額及び要求月数

企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 ¹⁾		年間臨給状況が各期型又はその他の企業 ²⁾ (%)	昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業 ³⁾ (%)	昨年の冬の賞与要求交渉の状況		今年の夏の賞与要求交渉を行った企業 ⁴⁾ (%)	今年の夏の賞与要求交渉の状況	
					1人平均賞与要求額 (円)	1人平均賞与要求月数 (月)		1人平均賞与要求額 (円)	1人平均賞与要求月数 (月)
平成 23 年 計	[76.9]	100.0	50.6	47.3	595,046	2.38	43.3	586,706	2.33
5,000人以上	[76.2]	100.0	33.7	31.4	633,251	2.63	29.8	617,114	2.63
1,000～4,999人	[74.1]	100.0	47.4	38.9	600,487	2.28	40.0	624,056	2.29
300～999人	[81.6]	100.0	52.8	45.6	547,030	2.20	46.6	501,719	2.14
100～299人	[75.5]	100.0	50.8	49.9	581,567	2.42	43.0	565,805	2.19
平成 22 年 計	[75.6]	100.0	54.2	51.6	577,971	2.24	49.4	562,143	2.19
5,000人以上	[75.4]	100.0	36.9	34.0	648,715	2.52	33.3	587,002	2.39
1,000～4,999人	[78.6]	100.0	44.5	39.6	657,171	2.36	38.7	667,469	2.33
300～999人	[78.8]	100.0	47.2	45.5	463,812	1.76	44.0	460,916	1.73
100～299人	[73.0]	100.0	61.9	59.3	447,703	2.36	56.4	418,886	2.28

注：1) 〔〕内は、労働組合のある企業のうち、賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

2) 賞与の要求交渉を行った企業のうち、年間臨給状況が「各期型」、「その他」の企業の割合である。

3) 昨年の冬の賞与要求交渉を行った企業とは、昨年の冬の賞与要求額又は要求月数の一方又は双方に回答した企業の割合である。

4) 今年の夏の賞与要求交渉を行った企業とは、今年の夏の賞与要求額又は要求月数の一方又は双方に回答した企業の割合である。

(3) 年間臨給状況が夏冬型又は冬夏型の企業における賞与要求交渉及び妥結状況

労働組合のある企業で、賞与の要求交渉を行った企業のうち、年間臨給状況が「夏冬型」又は「冬夏型」の企業についての、年間の賞与要求交渉を行った企業の割合は、44.8%（前年 44.2%）で、「1人平均年間賞与要求額」及び「年間賞与要求月数」は、それぞれ1,463,915円（同 1,366,407円）、4.78か月（同 4.64か月）となっている。また、妥結した企業の割合は、40.7%（同 43.3%）、「1人平均年間賞与妥結額」及び「年間賞与妥結月数」では、それぞれ1,412,490円（同 1,298,136円）、4.33か月（同 4.06か月）となっている。（第14表）

第14表 企業規模、年間賞与要求交渉を行った企業、妥結した企業割合、1人平均年間賞与要求額・要求月数及び年間賞与妥結額・妥結月数

企業規模	賞与の要求交渉を行った企業 ¹⁾		年間臨給状況が夏冬型又は冬夏型の企業 ²⁾ (%)	年間要求交渉を行った企業 ³⁾ (%)	要求状況		妥結した企業 ⁴⁾ (%)	妥結状況	
					1人平均年間賞与要求額 (円)	1人平均年間賞与要求月数 (月)		1人平均年間賞与妥結額 (円)	1人平均年間賞与妥結月数 (月)
平成23年計	[76.9]	100.0	47.8	44.8	1,463,915	4.78	40.7	1,412,490	4.33
5,000人以上	[76.2]	100.0	64.8	56.1	1,644,378	5.03	52.8	1,642,390	4.65
1,000～4,999人	[74.1]	100.0	52.6	49.7	1,266,237	4.50	46.6	1,196,594	4.12
300～999人	[81.6]	100.0	45.4	39.9	1,150,316	4.23	39.6	1,016,601	3.79
100～299人	[75.5]	100.0	47.4	45.7	1,523,784	4.96	39.8	1,284,450	4.46
平成22年計	[75.6]	100.0	45.7	44.2	1,366,407	4.64	43.3	1,298,136	4.06
5,000人以上	[75.4]	100.0	62.4	55.5	1,671,856	4.94	54.8	1,608,361	4.42
1,000～4,999人	[78.6]	100.0	54.8	49.8	1,235,377	4.29	48.2	1,067,809	3.62
300～999人	[78.8]	100.0	52.8	50.8	1,216,473	4.54	48.9	1,087,629	4.15
100～299人	[73.0]	100.0	38.1	38.1	903,604	4.74	38.0	816,398	4.22

注：1) [] 内は、労働組合のある企業のうち、賞与の要求交渉を行った企業の割合である。

2) 賞与の要求交渉を行った企業のうち、年間臨給状況が「夏冬型」、「冬夏型」の企業の割合である。

3) 年間要求交渉を行った企業とは、年間賞与要求額又は要求月数の一方又は双方に回答した企業の割合である。

4) 妥結した企業とは、年間要求交渉を行った企業のうち、年間賞与妥結額又は妥結月数の一方又は双方に回答した企業の割合である。

統計表

付表1 賃金の改定の実施状況別企業割合の推移

(単位 %))

年	全企業	賃金の改定を実施し又は予定している								実施しない ⁵⁾	未定 ⁶⁾	
		小計 ¹⁾	1人平均賃金を引き上げる		1人平均賃金を引き下げる		改定の実施時期 ²⁾					
			1～8月のみ ³⁾	9～12月のみ ³⁾	1～8月及び9～12月 ³⁾	改定時期不明 ⁴⁾						
昭和 57年	100.0	97.6 (…)	…	…	92.1	1.1	4.3	…	1.0	1.4		
58	100.0	95.7 (…)	…	…	90.8	1.9	3.0	…	2.5	1.8		
59	100.0	97.5 (…)	…	…	92.3	2.0	3.2	…	1.4	1.1		
60	100.0	97.0 (…)	…	…	91.8	2.0	3.1	…	1.9	1.1		
61	100.0	97.5 (…)	…	…	93.7	1.7	2.1	…	2.0	0.5		
62	100.0	96.9 (…)	…	…	92.8	1.7	2.4	…	2.2	0.9		
63	100.0	97.1 (…)	…	…	93.9	0.8	2.4	…	2.2	0.7		
平成 元年	100.0	98.6 (…)	…	…	94.8	1.0	2.9	…	0.8	0.6		
2	100.0	98.2 (…)	…	…	94.2	1.3	2.7	…	1.4	0.4		
3	100.0	99.0 (…)	…	…	95.3	1.5	2.2	…	0.5	0.5		
4	100.0	98.2 (…)	…	…	94.9	0.7	2.6	…	1.1	0.8		
5	100.0	94.5 (…)	…	…	90.3	2.0	2.2	…	3.9	1.6		
6	100.0	94.0 (…)	…	…	90.9	1.9	1.2	…	3.8	2.2		
7	100.0	94.3 (…)	…	…	90.6	2.6	1.1	…	4.4	1.3		
8	100.0	94.1 (…)	…	…	91.4	1.8	0.9	…	4.5	1.4		
9	100.0	93.2 (…)	…	…	90.8	1.8	0.6	…	5.3	1.5		
10	100.0	85.6 (84.4)	…	…	83.7	0.5	1.4	…	11.1	3.3		
11	100.0	80.6 (78.3)	76.8	3.8	76.8	1.5	2.2	…	14.3	5.1		
12	100.0	78.8 (76.7)	75.8	2.9	76.0	1.5	1.2	…	19.1	2.2		
13	100.0	76.0 (75.0)	73.8	2.2	73.8	1.0	1.3	…	21.3	2.7		
14	100.0	68.6 (67.4)	61.5	7.0	65.5	1.8	1.3	…	27.1	4.3		
15	100.0	69.9 (68.7)	62.7	7.2	67.4	1.3	1.2	…	24.1	6.0		
16	100.0	73.3 (71.6)	69.8	3.4	70.9	1.7	0.7	…	21.4	5.3		
17	100.0	76.3 (75.8)	73.5	2.8	75.0	0.6	0.7	…	20.3	3.4		
18	100.0	78.8 (78.3)	77.5	1.3	76.8	1.0	1.0	…	16.6	4.6		
19	100.0	84.4 (83.4)	82.8	1.6	80.6	1.7	2.1	…	13.3	2.2		
20	100.0	77.1 (76.3)	74.0	3.1	73.2	2.0	1.9	…	17.6	5.3		
21	100.0	74.6 (71.4)	61.7	12.9	68.7	3.4	1.3	…	21.6	3.8		
22	100.0	78.6 (77.0)	74.1	4.5	74.5	2.0	2.1	-	17.2	4.3		
23	100.0	78.2 (75.6)	73.8	4.4	72.0	3.9	2.2	0.0	18.4	3.4		

- 注: 1) 「小計」の()内は、賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業の割合である。
 2) 「賃金の改定の実施時期」とは、改定後の賃金が給与計算に適用される時期をいう。
 3) 「1～8月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、9～12月の間に新たに賃金の改定を予定しない企業、「9～12月のみ」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施せず、9～12月の間に賃金の改定を予定する企業、「1～8月及び9～12月」とは、1～8月の間に賃金の改定を実施し、更に9～12月の間に賃金の改定を予定する企業である。
 4) 「改定時期不明」とは、賃金の改定を実施し又は予定していて、実施時期が示されていない企業の割合である。
 5) 「実施しない」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月にも実施する予定がないとした企業である。
 6) 「未定」とは、1～8月に賃金の改定を実施せず、9～12月に実施するかどうかは「未定である」とした企業である。
 7) 平成10年調査以前は、「賃金の改定を実施し又は予定」の有無のみを調査しており、賃金の改定の内訳については調査していない。また、「賃金の改定を実施し又は予定している(小計)」に賃金カットによる賃金の低下を含んでおり、平成11年以降の「1人平均賃金を引き上げる」とは接続しない。
 8) 平成20年調査以前は、調査実施時期が9月であり、改定実施時期を「1～9月」、「10月～12月」として調査している。

付表2 1人平均賃金の改定額及び改定率の推移

年	賃金の改定額 (円)	賃金の改定率 (%)
昭和 55	11,487	7.2
56	13,159	7.8
57	12,802	7.0
58	8,787	4.6
59	9,130	4.7
60	10,218	5.0
61	9,506	4.5
62	7,988	3.6
63	9,731	4.4
平成 元年	12,085	5.3
2	14,199	6.0
3	14,394	5.9
4	12,939	5.1
5	9,711	3.7
6	7,948	3.0
7	7,206	2.7
8	7,245	2.7
9	7,224	2.6
10	6,079	2.3
11	4,591	1.7
12	4,177	1.5
13	4,163	1.5
14	3,167	1.1
15	3,064	1.0
16	3,751	1.3
17	3,904	1.4
18	4,341	1.6
19	4,367	1.7
20	4,417	1.7
21	3,083	1.1
22	3,672	1.3
23	3,513	1.2
.....		
<うち引上げ ³⁾ >		
平成 22 年	4,593	1.6
23	4,678	1.6
<うち引下げ ³⁾ >		
平成 22 年	-7,344	-2.8
23	-11,619	-4.8

- 注: 1) 賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業及び賃金の改定を実施しない企業についての数値である。
- 2) 1人平均賃金の改定額及び改定率は、1か月当たりの1人平均所定内賃金の改定額、改定率である。
- 3) 「うち引上げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金が増額した企業についてのみ、「うち引下げ」とは、賃金の改定により1人平均賃金が減額（改定額が0の場合を含む。）した企業の数値である。
- 4) 平成10年調査以前は、1人平均賃金が増額した企業についてのみ調査している。

付表3 1人平均賃金の改定額の階級別企業分布

(単位 %)

年	賃金の改定を実施し 又は予定している企業 及び賃金の改定を 実施しない企業	1人平均賃金の改定額階級														
		-10,000円 以下	-9,999円 ～ -5,000円	-4,999円 ～ -1円	0円	1円 ～ 999円	1,000円 ～ 1,999円	2,000円 ～ 2,999円	3,000円 ～ 3,999円	4,000円 ～ 4,999円	5,000円 ～ 5,999円	6,000円 ～ 6,999円	7,000円 ～ 7,999円	8,000円 ～ 8,999円	9,000円 ～ 9,999円	10,000円 以上
平成23年	100.0	2.1	0.4	1.7	20.9	4.6	10.2	11.0	14.4	10.8	7.3	5.8	2.9	1.9	1.5	4.7
平成22年	100.0	1.2	0.4	2.3	19.5	5.6	11.0	12.4	14.2	13.4	5.6	5.6	3.4	1.6	1.7	2.2

付表4 年、企業規模、1人平均賃金の改定率階級別労働者分布

(単位 %)

年、企業規模	賃金の改定を実施し 又は予定している企業 及び賃金の改定を 実施しない企業の常用 労働者数	1人平均賃金の改定率階級																		
		-5.0 %以下	-4.9 ～ -2.5 %以下	-2.4 ～ -0.1 %以下	0%	0.1 ～ 0.5 %未満	0.5 ～ 1.0 %未満	1.0 ～ 1.5 %未満	1.5 ～ 2.0 %未満	2.0 ～ 2.5 %未満	2.5 ～ 3.0 %未満	3.0 ～ 3.5 %未満	3.5 ～ 4.0 %未満	4.0 ～ 4.5 %未満	4.5 ～ 5.0 %未満	5.0 ～ 5.5 %未満	5.5 ～ 6.0 %未満	6.0 ～ 7.0 %未満	7.0 ～ 8.0 %未満	8.0 %以上
平成23年																				
計	100.0	1.0	0.4	1.0	16.1	4.0	12.4	19.6	23.5	12.9	5.3	1.6	0.7	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.0	0.2
5,000人以上	100.0	0.4	-	0.1	11.7	2.2	10.6	15.8	26.4	22.2	5.8	3.2	1.7	-	-	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	100.0	0.4	0.8	1.5	14.8	3.5	10.3	22.0	28.5	11.2	4.6	1.3	-	0.3	0.1	0.3	-	0.1	-	0.3
300～999人	100.0	0.6	-	1.2	13.7	7.7	14.6	20.0	25.2	7.9	5.5	1.2	0.7	0.3	0.1	0.8	-	0.2	0.1	0.1
100～299人	100.0	2.2	0.6	1.0	21.5	2.7	13.2	19.7	16.4	12.5	5.3	1.2	0.8	0.7	0.7	0.1	0.5	0.3	-	0.3
平成22年																				
計	100.0	0.8	0.5	1.9	12.6	4.2	9.1	21.5	23.9	17.6	4.8	1.5	0.6	0.5	0.1	0.0	-	0.0	0.0	0.1
5,000人以上	100.0	1.0	0.4	0.2	8.5	0.5	2.1	19.3	35.5	30.0	2.6	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1,000～4,999人	100.0	0.2	0.7	1.8	10.8	4.3	7.8	24.1	30.6	13.4	4.4	1.1	0.1	0.2	0.3	-	-	-	-	0.2
300～999人	100.0	1.7	0.1	2.6	10.9	7.7	12.6	20.2	17.0	14.9	7.1	3.2	0.6	1.1	0.0	0.2	-	0.1	-	-
100～299人	100.0	0.4	0.9	2.5	19.0	3.5	12.4	21.9	15.3	14.9	4.8	1.3	1.7	0.8	0.1	0.0	-	-	0.1	0.1

注：1人平均賃金の改定率階級別労働者分布は、企業ごとの1人平均賃金の改定率に該当する改定率階級に、当該企業の常用労働者数を加算した分布である。

付表5 定期昇給の実施状況別企業割合の推移

(単位 %))

年	賃金の改定を実施し 又は予定している 企業及び賃金の 改定を実施しない 企業 ^{注)}		管理職の定期昇給			一般職の定期昇給		
			行った ・行う	行わな かった・ 行わない	延期 した	行った ・行う	行わな かった・ 行わない	延期 した
平成15年	[94.0]	100.0	42.0	16.6	0.6	52.9	14.3	0.3
16	[94.7]	100.0	43.4	9.4	0.6	57.5	8.7	0.4
17	[96.6]	100.0	45.6	9.2	0.8	58.6	8.9	0.7
18	[95.4]	100.0	52.0	7.4	0.2	64.6	7.8	0.3
19	[97.8]	100.0	54.4	6.9	0.1	65.3	6.8	0.1
20	[94.7]	100.0	55.7	10.6	1.0	65.8	9.1	0.8
21	[96.2]	100.0	47.3	18.2	1.9	56.7	17.0	3.6
22	[95.7]	100.0	51.6	13.7	0.9	63.1	11.1	1.5
23	[96.6]	100.0	52.4	15.0	1.2	62.9	13.5	0.9

注：〔〕内は、全企業に占める賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業の割合である。

付表6 企業規模・産業、定期昇給の実施状況別企業割合
(管理職・一般職ともに定期昇給制度がある企業)

(単位 %)

年、企業規模・産業	管理職・一般職 ともに定期昇給 制度がある企業 ^{注)}		管理職 の定昇 を行った・ 行う	一般職の定昇			管理職 の定昇 を行わな かった・行 わない	一般職の定昇			管理職 の定昇 を延期 した	一般職の定昇		
				行った ・行う	行わな かった ・行わ ない	延期 した		行った ・行う	行わな かった ・行わ ない	延期 した		行った ・行う	行わな かった ・行わ ない	延期 した
平成23年														
計	[68.2]	100.0	76.7	76.7	0.0	-	21.6	4.0	17.5	-	1.7	0.5	-	1.2
5,000人以上	[53.4]	100.0	90.6	90.6	-	-	6.6	1.9	4.7	-	2.8	1.9	-	0.9
1,000~4,999人	[69.4]	100.0	86.4	86.4	-	-	12.3	2.9	9.4	-	1.2	-	-	1.2
300~999人	[71.0]	100.0	85.2	85.2	0.0	-	14.2	3.1	11.1	-	0.5	0.2	-	0.3
100~299人	[67.5]	100.0	73.4	73.4	-	-	24.5	4.4	20.1	-	2.1	0.6	-	1.5
鉱業、採石業、砂利採取業	[66.7]	100.0	82.6	82.6	-	-	17.4	-	17.4	-	-	-	-	-
建設業	[68.0]	100.0	83.1	83.1	-	-	16.7	-	16.7	-	0.3	-	-	0.3
製造業	[80.5]	100.0	79.9	79.9	-	-	18.4	2.1	16.3	-	1.7	0.2	-	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	[55.8]	100.0	97.3	97.3	-	-	2.7	-	2.7	-	-	-	-	-
情報通信業	[73.6]	100.0	83.3	83.3	-	-	15.3	8.9	6.4	-	1.4	-	-	1.4
運輸業、郵便業	[49.6]	100.0	76.7	76.7	-	-	23.3	10.1	13.2	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	[62.6]	100.0	86.5	86.5	-	-	11.8	0.7	11.0	-	1.8	1.8	-	-
金融業、保険業	[57.8]	100.0	70.8	70.8	-	-	29.2	15.9	13.2	-	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	[55.6]	100.0	86.1	86.1	-	-	13.9	5.0	8.9	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	[64.3]	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	[63.9]	100.0	47.0	47.0	-	-	52.8	4.2	48.6	-	0.1	-	-	0.1
生活関連サービス業、娯楽業	[60.5]	100.0	59.2	59.2	-	-	33.6	8.9	24.7	-	7.1	-	-	7.1
教育、学習支援業	[63.2]	100.0	68.8	67.7	1.0	-	30.2	10.4	19.8	-	1.0	-	-	1.0
医療、福祉	[64.9]	100.0	75.9	75.9	-	-	24.1	0.8	23.4	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	[70.5]	100.0	46.0	46.0	-	-	49.7	12.2	37.5	-	4.3	-	-	4.3
平成22年														
計	[65.4]	100.0	78.8	78.5	0.3	-	19.7	3.6	15.5	0.7	1.4	0.3	-	1.1
5,000人以上	[52.5]	100.0	93.0	93.0	-	-	7.0	4.3	2.7	-	-	-	-	-
1,000~4,999人	[66.5]	100.0	92.7	92.7	-	-	7.3	2.5	4.8	-	-	-	-	-
300~999人	[69.2]	100.0	83.4	82.1	1.4	-	14.4	2.2	12.2	-	2.2	-	-	2.2
100~299人	[64.2]	100.0	75.7	75.7	-	-	23.0	4.2	17.8	1.0	1.3	0.5	-	0.8

注：〔〕内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める管理職・一般職ともに定期昇給制度がある企業の割合である。

付表7 企業規模別1人平均定昇率

(単位 %)

企業規模	平成23年	平成22年
計	1.5	1.5
5,000人以上	1.6	1.6
1,000～4,999人	1.5	1.5
300～999人	1.4	1.4
100～299人	1.5	1.5

- 注: 1) 定期昇給を実施した企業についての数値である。
 2) 賃金カット分は、含まれていない。
 3) 定昇率は常用労働者数による加重平均値である。

付表8 ベア等の実施状況別企業割合の推移

(単位 %)

年	定期昇給制度がある企業	管理職のベア等の実施状況			定期昇給制度がある企業	一般職のベア等の実施状況				
		ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う		ベアを行った・行う	ベアを行わなかった・行わない	ベースダウンを行った・行う		
平成 16	[53.4]	100.0	10.1	40.6	0.4	[66.6]	100.0	10.3	45.2	0.5
17	[55.6]	100.0	12.5	35.6	0.1	[68.2]	100.0	14.3	39.1	0.1
18	[59.6]	100.0	11.8	38.7	0.1	[72.7]	100.0	15.8	37.7	0.2
19	[62.5]	100.0	18.6	31.3	0.5	[73.6]	100.0	23.5	31.6	0.5
20	[67.4]	100.0	19.8	32.4	0.2	[75.6]	100.0	21.4	35.3	0.1
21	[67.5]	100.0	12.7	46.3	2.7	[77.2]	100.0	12.6	48.8	2.2
22	[66.3]	100.0	9.4	48.4	0.8	[75.7]	100.0	9.6	49.7	0.6
23	[68.6]	100.0	11.7	41.1	1.9	[77.2]	100.0	13.4	43.0	1.5

注: [] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業に占める定期昇給制度がある企業の割合である。

付表9 賃金カットの実施状況別企業割合の推移

(単位 %)

企業規模	平成23年	平成22年	平成21年	平成20年	平成19年	平成18年	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年
計	15.2	23.0	30.9	9.3	10.2	9.7	15.3	13.6	12.9	14.8
5,000人以上	5.7	16.8	28.6	2.5	6.8	3.6	5.6	9.1	12.1	22.1
1,000～4,999人	11.5	24.7	31.3	4.8	2.3	10.2	8.3	10.5	15.3	21.2
300～999人	12.0	20.8	31.9	8.9	9.7	13.1	12.2	13.1	13.3	15.5
100～299人	16.7	23.7	30.5	10.0	11.2	8.2	17.3	14.3	12.6	13.9

注: 賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業に占める賃金カットを実施し又は予定している企業の割合である。
 なお、賃金カットを実施し又は予定している企業には、1人平均賃金を引き上げた企業(予定を含む)と引き下げた企業(予定を含む)を含んでいる。

付表10 年、賃金の改定方式別企業割合

(単位 %)

年	賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業	賃金の改定方式				
		個別賃金方式	個別賃金方式及び平均賃上げ方式	平均賃上げ方式	その他	不明
平成23年	100.0	50.9	9.5	17.7	19.9	2.0
平成22年	100.0	34.6	8.1	23.7	30.0	3.6

付表 11 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合の推移

(単位 %))

年	賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素										
		企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向 ¹⁾	前年度の改定実績 ¹⁾	その他	重視した要素はない ¹⁾	不明
昭和 45 年	100.0	41.2	32.5	...	15.6	6.3	3.8	0.4
46	100.0	43.0	25.2	...	16.5	10.5	3.7	0.9
47	100.0	40.1	29.1	...	11.2	11.0	7.6	1.0
48	100.0	30.4	34.8	...	18.2	12.9	3.2	0.5
49	100.0	26.6	37.5	...	8.6	24.0	2.7	0.6
50	100.0	52.9	23.2	...	4.3	14.6	3.6	1.4
51	100.0	54.3	25.8	...	4.3	8.0	5.8	1.7
52	100.0	60.2	21.1	...	2.6	10.9	4.9	0.3
53	100.0	67.2	18.9	...	2.3	6.5	4.8	0.3
54	100.0	64.9	18.2	...	4.2	7.1	5.0	0.6
55	100.0	57.3	22.2	...	5.2	8.8	4.9	1.5
56	100.0	57.0	24.3	...	3.2	9.3	4.8	1.4
57	100.0	62.9	23.3	...	1.7	5.8	4.8	1.4
58	100.0	61.3	24.7	...	3.6	4.2	5.1	1.0
59	100.0	65.8	23.0	...	2.0	2.7	4.5	2.0
60	100.0	63.7	25.7	...	3.0	2.1	4.1	1.3
61	100.0	69.7	19.6	...	3.4	1.3	5.2	0.8
62	100.0	71.6	18.4	...	2.6	1.4	4.8	1.1
63	100.0	65.1	26.0	...	4.3	0.8	2.8	1.0
平成 元年	100.0	50.3	33.8	...	11.4	0.7	2.5	1.2
2	100.0	44.7	35.3	...	15.3	1.1	2.8	0.8
3	100.0	42.9	34.4	...	17.9	1.0	3.0	0.8
4	100.0	50.1	34.1	...	10.5	1.1	3.2	1.0
5	100.0	62.2	25.9	...	6.9	0.5	4.0	0.5
6	100.0	71.8	20.3	...	3.2	0.5	2.9	1.2
7	100.0	71.3	18.6	...	4.1	1.3	3.5	1.2
8	100.0	75.0	15.9	...	4.4	0.1	3.4	1.1
9	100.0	70.3	18.9	...	5.5	0.8	3.8	0.6
10	100.0	76.5	14.0	...	2.9	1.2	3.2	2.2
11	100.0	81.5	10.6	...	1.4	0.1	1.7	4.7
12	100.0	70.6	19.0	...	3.2	0.5	2.2	4.5
13	100.0	72.6	17.2	...	3.8	0.3	2.1	4.0
14	100.0	81.0	8.5	2.2	2.7	0.1	2.8	2.7
15	100.0	77.7	7.1	4.5	3.8	0.6	2.5	3.8
16	100.0	78.1	7.3	5.0	2.7	0.0	2.9	4.0
17	100.0	75.2	8.4	4.3	4.2	0.3	1.9	5.6
18	100.0	63.5	8.6	6.4	7.2	0.6	6.2	7.5
19	100.0	70.8	5.4	6.9	9.2	0.1	0.8	6.9
20	100.0	66.2	5.6	6.6	9.4	0.7	2.9	8.7
21	100.0	61.6	3.2	5.2	3.9	0.1	2.4	5.2	1.5	3.2	8.7	5.0
22	100.0	60.4	2.9	2.4	4.3	0.0	2.4	4.0	3.8	4.3	15.4	0.1
23	100.0	58.5	2.3	2.2	3.4	0.2	2.0	6.1	2.6	3.6	18.5	0.6

注: 1) 平成21年より調査している。

2) 平成20年以前は賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業のうち、改定に当たり最も重視した要素に記入のある企業を100.0とした割合であり、比較の際は注意を要する。

付表 12 賃金の改定の状況、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素別企業割合

(単位 %)

賃金の改定の状況	賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素												
	賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業 ^{注)}	企業の業績	世間相場	雇用の維持	労働力の確保・定着	物価の動向	労使関係の安定	親会社又は関連(グループ)会社の改定の動向	前年度の改定実績	その他	重視した要素はない	不明	
計	[100.0]	100.0	60.9	1.9	2.1	3.4	0.2	1.6	5.1	2.1	3.8	17.7	1.4
1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	[76.4]	100.0	58.5	2.4	2.3	3.6	0.2	2.1	5.7	2.6	3.7	18.4	0.5
1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	[4.6]	100.0	70.5	-	1.0	0.4	-	0.2	9.8	-	4.3	12.3	1.6
賃金の改定を実施しない企業	[19.0]	100.0	68.1	0.3	1.8	3.0	0.1	0.0	1.6	0.2	3.8	16.0	5.1

注: [] 内は、賃金の改定が未定である企業を除いた企業に占める賃金の改定状況の割合である。

付表 13 賃金の改定の状況、企業の業績評価別企業割合(「企業の業績」を重視した企業)

(単位 %)

賃金の改定の状況	企業の業績評価					
	賃金の改定の決定に当たり「企業の業績」を重視した企業 ^{注)}	「良い」と評価	「悪い」と評価	どちらともいえない	不明	
計	[100.0]	100.0	14.8	48.4	34.8	1.9
1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業	[75.6]	100.0	18.7	37.7	41.7	1.8
1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業	[4.9]	100.0	0.1	83.4	16.5	-
賃金の改定を実施しない企業	[19.4]	100.0	3.5	81.1	12.7	2.7

注: [] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業のうち、「企業の業績」を重視した企業に占める賃金の改定状況の割合である。

付表 14 企業規模、賃金の改定の決定に当たり最も参考にした他企業の種類別企業割合(「世間相場」を重視した企業)

(単位 %)

年、企業規模	賃金の改定の決定に当たり最も参考にした他企業の種類								
	賃金の改定の決定に当たり「世間相場」を重視した企業 ¹⁾	同一産業上位企業	同一産業同格企業	他産業の企業	同一地域企業	系列企業	その他	不明	
平成 23 年									
計	[14.8]	100.0	8.7	47.4	6.8	13.4	15.6	7.0	1.1
5,000人以上	[39.9]	100.0	20.6	59.7	2.8	1.4	9.1	6.3	-
1,000～4,999人	[25.1]	100.0	14.6	53.4	8.3	2.4	8.3	8.6	4.4
300～999人	[17.8]	100.0	13.3	48.8	6.1	10.5	14.8	6.5	-
100～299人	[12.7]	100.0	5.2	45.3	7.1	17.0	17.4	7.0	1.1
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	28.1	68.5	25.7	29.4	20.3	8.9	1.1
平成 22 年									
計	[20.7]	100.0	12.2	51.6	2.2	12.2	10.2	11.4	0.2
5,000人以上	[40.4]	100.0	22.0	62.5	2.6	1.3	7.1	4.5	-
1,000～4,999人	[29.6]	100.0	17.9	57.3	5.8	7.1	7.2	4.4	0.3
300～999人	[21.1]	100.0	12.4	55.1	3.3	7.3	12.4	9.1	0.5
100～299人	[19.3]	100.0	10.8	49.0	1.2	15.4	10.0	13.7	-
(参考)複数回答計 ²⁾		100.0	30.9	70.5	27.8	37.9	18.7	12.5	0.2

注: 1) [] 内は、賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業に占める、賃金の改定の決定に当たり「世間相場」を重視したすべての企業(複数回答)の割合である。

2) 複数回答計は、参考にした他企業の種類すべて(最も参考にしたものを1つ、そのほかに参考にしたものを2つまでの最大3つの複数回答による)の数を集計対象企業数で除したものである。

付表 15 企業規模・産業、夏の賞与支給額の決定方式別企業割合

企業規模・産業	(単位 %)				
	夏の賞与を支給した又は支給する予定で額が決定している企業	夏の賞与支給額の決定方式			
		業績連動式で決めた	労使交渉で決めた	その他	不明
計	100.0	57.2	21.7	19.5	1.7
5,000人以上	100.0	32.8	59.7	4.0	3.5
1,000～4,999人	100.0	47.5	40.1	10.7	1.7
300～999人	100.0	57.1	28.9	12.1	2.0
100～299人	100.0	58.3	17.6	22.6	1.5
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	63.9	24.6	11.5	-
建設業	100.0	59.2	12.5	28.3	-
製造業	100.0	47.7	30.7	21.0	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	9.2	65.0	25.8	-
情報通信業	100.0	60.7	19.2	18.7	1.4
運輸業、郵便業	100.0	46.4	29.5	15.7	8.3
卸売業、小売業	100.0	62.7	19.3	17.2	0.8
金融業、保険業	100.0	39.4	45.5	15.0	-
不動産業、物品賃貸業	100.0	63.9	8.2	22.2	5.7
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	35.8	24.8	37.9	1.4
宿泊業、飲食サービス業	100.0	67.0	9.8	23.2	-
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	80.1	1.9	18.0	-
教育、学習支援業	100.0	73.0	15.3	11.7	-
医療、福祉	100.0	77.8	4.2	18.0	-
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	79.1	3.9	15.1	1.9

付表 16 企業規模、労働組合からの要求時期別企業割合

年、企業規模	(単位 %)																
	賃上げ要求交渉があった企業 注)	要 求 時 期														6月以降	不明
		1月	2月	前半	後半	3月	前半	後半	4月	前半	後半	5月	前半	後半			
平成 23 年																	
計	[70.5]	100.0	1.4	38.2	4.1	34.2	36.9	17.4	19.5	11.2	9.7	1.5	7.0	4.0	3.0	1.6	3.8
5,000人以上	[67.1]	100.0	0.9	65.4	16.4	49.0	22.1	16.6	5.5	7.8	6.1	1.7	0.9	-	0.9	-	3.0
1,000～4,999人	[63.0]	100.0	0.6	49.3	9.8	39.5	37.8	30.0	7.8	6.9	4.9	2.0	1.8	0.3	1.6	2.5	1.0
300～999人	[73.3]	100.0	-	39.3	4.0	35.3	27.5	13.4	14.1	15.4	11.2	4.3	8.2	3.0	5.2	4.6	4.9
100～299人	[70.7]	100.0	2.0	35.3	2.9	32.5	41.0	17.2	23.8	10.1	9.9	0.2	7.5	5.0	2.5	0.2	3.7
平成 22 年																	
計	[71.6]	100.0	0.3	36.9	3.1	33.7	37.1	20.9	16.2	16.8	9.0	7.8	2.7	0.9	1.8	3.3	2.9
5,000人以上	[68.4]	100.0	0.8	62.3	13.5	48.7	28.5	22.9	5.7	4.9	4.9	-	0.8	-	0.8	-	2.7
1,000～4,999人	[71.9]	100.0	2.0	49.2	3.9	45.3	34.0	26.9	7.1	9.0	5.4	3.5	1.3	0.8	0.6	1.0	3.6
300～999人	[71.9]	100.0	-	37.2	2.0	35.2	39.7	19.7	20.0	16.4	8.5	7.8	4.5	-	4.5	2.3	-
100～299人	[71.5]	100.0	-	32.5	3.1	29.4	36.8	20.0	16.7	19.5	10.4	9.1	2.1	1.5	0.6	4.7	4.5

注：〔 〕内は、労働組合のある企業のうち、賃上げ要求交渉があった企業の割合である。